

## 第 11 章 特別区人事委員会の業務状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、特別区人事委員会より業務状況の報告がありました。この章は、同条第 3 項の規定に基づき、その報告内容を公表するものです。

《参考》地方公務員法第 58 条の 2

(人事行政の運営等の状況の公表)

第 58 条の 2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前 2 項による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第 1 項の規定による報告をとりまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

# 1 職員の競争試験及び選考の状況

## (1) 採用試験等

令和3年度における採用試験等については、以下のとおり実施しました。

### ① 受験資格等

採用区分	職種 (試験・選考区分)	国籍要件	年齢	資格・免許	その他
I 類	事務	有	22歳以上 32歳未満	—————	・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。） ・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人
	土木造園（土木）				
	土木造園（造園）				
	建築				
	機械				
	電気				
	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士	
心理	40歳未満		心理学科を卒業した人又はこれに相当する人		
衛生監視（衛生）	衛生監視（化学）	有	22歳以上 30歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員 —————	
					保健師
III 類	事務	有	18歳以上 22歳未満	—————	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
障害者を 採用選考 対象とする	事務	有	18歳以上 32歳未満	・身体障害者手帳等の交付を受けている人 ・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人	

経験者1級職	事務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が4年以上（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が2年以上）	——	当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学を卒業した人又はこれに相当する人）	・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）
	土木造園（土木）				——		
	建築				——		
	機械	無			——		
	電気				——		
	福祉				——		
	児童福祉				——		
	指導指導				——		
	児童心理				——		
経験者2級職（主任）	事務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴8年以上（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が3年以上）	——	当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学を卒業した人又はこれに相当する人）	・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）
	土木造園（土木）				——		
	建築				——		
	福祉	無			——		
	児童福祉				——		
	児童指導				——		
	児童心理				——		
経験者3級職（係長級）	児童福祉	無	60歳未満	民間企業等での業務従事歴12年以上（児童福祉・児童指導・児童心理については上記のうち児童相談所等での業務従事歴が5年以上）	——	当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学を卒業した人又はこれに相当する人）	・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
	児童指導				——		
	児童心理				——		
就職氷河期世代	事務	有	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者				・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

### 用語説明

国籍要件 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる可能性が高い職種については、日本国籍を有する者に限定しています。

② 日 程

区分	I 類採用試験 【一般方式】	I 類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	身体障害者を対象 とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告 示	3月19日	3月19日	6月24日	6月24日	6月24日	6月24日
第1次試験・選考(筆記)	5月2日	5月2日	9月12日	9月11日	9月12日	9月11日
第1次合格発表	6月25日	6月25日	10月22日	10月22日	10月13日	10月22日
第2次試験・選考(面接)	7月6日～7月16日	7月6日～7月16日	11月4日～11月5日	10月30日・31日 11月6日・7日	11月1日・2日・8日	11月3日
最終合格発表	7月27日・8月4日	7月27日	11月19日	11月19日	11月19日	11月19日

③ 実施状況

単位：人

採用区分	職種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		3年度	2年度	比較増△減	3年度	2年度	比較増△減	3年度	2年度	比較増△減	
I 類 【一般方式】	事務	11,449	14,339	△ 2,890	9,019	8,121	898	1,881	1,741	140	
	土木造園(土木)	283	432	△ 149	214	201	13	109	66	43	
	土木造園(造園)	67	87	△ 20	47	44	3	18	12	6	
	建築	117	160	△ 43	100	101	△ 1	59	40	19	
	機械	68	123	△ 55	54	57	△ 3	27	16	11	
	電気	110	161	△ 51	72	72	0	24	23	1	
	福祉	468	567	△ 99	399	347	52	211	165	46	
	心理	217	292	△ 75	156	170	△ 14	60	45	15	
	衛生監視(衛生)	134	191	△ 57	117	120	△ 3	52	72	△ 20	
	衛生監視(化学)	64	103	△ 39	47	42	5	7	7	0	
	保健師	449	405	44	376	291	85	212	155	57	
小計	13,426	16,860	△ 3,434	10,601	9,566	1,035	2,660	2,342	318		
I 類 【土木・建築新方式】	土木造園(土木)	138	138	0	95	57	38	38	26	12	
	建築	70	79	△ 9	47	36	11	26	17	9	
	小計	208	217	△ 9	142	93	49	64	43	21	
Ⅲ類	事務	3,638	5,283	△ 1,645	2,904	3,892	△ 988	392	398	△ 6	
障害者を対象とする採用選考	事務	343	302	41	255	228	27	80	99	△ 19	
経験者	1 級 職	事務	1,799	1,662	137	1,302	1,247	55	172	155	17
		土木造園(土木)	48	43	5	35	32	3	13	17	△ 4
		建築	45	42	3	35	30	5	21	20	1
		機械	29	24	5	19	22	△ 3	7	9	△ 2
		電気	37	28	9	24	22	2	11	9	2
		福祉	63	69	△ 6	51	60	△ 9	27	28	△ 1
		児童福祉	24	19	5	21	16	5	14	11	3
		児童指導	14	12	2	12	9	3	11	7	4
		児童心理	33	20	13	30	17	13	16	10	6
	小計	2,092	1,919	173	1,529	1,455	74	292	266	26	
	2 級 職 (主任)	事務	1,093	1,080	13	762	809	△ 47	59	57	2
		土木造園(土木)	35	43	△ 8	19	31	△ 12	6	7	△ 1
		建築	26	38	△ 12	20	25	△ 5	6	10	△ 4
		福祉	53	63	△ 10	42	49	△ 7	15	23	△ 8
		児童福祉	28	31	△ 3	27	28	△ 1	17	16	1
		児童指導	13	11	2	12	10	2	9	5	4
		児童心理	9	13	△ 4	9	13	△ 4	6	5	1
		小計	1,257	1,279	△ 22	891	965	△ 74	118	123	△ 5
	3 級 職 (係長級)	児童福祉	15	13	2	13	11	2	7	6	1
		児童指導	1	2	△ 1	1	2	△ 1	1	2	△ 1
		児童心理	9	5	4	9	5	4	8	2	6
小計		25	20	5	23	18	5	16	10	6	
就職氷河期世代	事務	1,359	2,479	△ 1,120	974	1,514	△ 540	42	40	2	
合 計		22,348	28,359	△ 6,011	17,319	17,731	△ 412	3,664	3,321	343	

## (2) 採用選考等

令和3年度人事委員会が実施した大田区の採用選考等の実施状況は次のとおりです。

### ① 専門職採用選考

区分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	1人
行政専門職（法務の課長級以上）	1人

### ② 一般職の任期付職員

ア 法第三条※1に基づく採用

採用職層	採用承認人数
主任	0人
係長	1人
課長補佐	0人
課長	1人
部長	0人

イ 法第四条※1に基づく採用

採用職層	合格者数
係員（1級職）	0人
課長	0人
部長	0人

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

## (3) 管理職選考

### ① 受験資格等

#### ○ I類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳未満で、主任以上の在職期間が6年以上の人。

(受験方式) 全部受験方式—受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式—受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式—択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式—主任の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験翌年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

#### ○ II類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢46歳以上56歳未満で、課長補佐の在職期間が2年以上の人。

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

※令和5年度から本人申込が不要（指名制）となる等、管理職選考制度が改正される。

## ② 実施状況（合格者）

ア I類（全部及び免除受験方式）及びII類 （単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減
I類	事務	338	334	4	207	201	6	118	110	8	34.9	32.9	2
	技術I	60	63	△ 3	18	23	△ 5	12	15	△ 3	20.0	23.8	△ 3.8
	技術II	29	30	△ 1	14	18	△ 4	12	12	0	41.4	40.0	1.4
	技術III	48	42	6	11	10	1	7	5	2	14.6	11.9	2.7
	技術計	137	135	2	43	51	△ 8	31	32	△ 1	22.6	23.7	△ 1.1
	小計	475	469	6	250	252	△ 2	149	142	7	31.4	30.3	1.1
II類	事務	42	52	△ 10	41	46	△ 5	33	36	△ 3	78.6	69.2	9.4
	技術	22	15	7	13	10	3	11	9	2	50.0	60.0	△ 10.0
	小計	64	67	△ 3	54	56	△ 2	44	45	△ 1	68.8	67.2	4.9
合計		539	536	3	304	308	△ 4	193	187	6	35.8	34.9	0.9

イ I類（全部受験方式） （単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減
I類 (全部)	事務	175	157	18	89	81	8	59	49	10	33.7	31.2	2.5
	技術I	27	29	△ 2	5	8	△ 3	4	5	△ 1	14.8	17.2	△ 2.4
	技術II	16	13	3	8	8	0	7	5	2	43.8	38.5	5.3
	技術III	13	18	△ 5	2	4	△ 2	1	2	△ 1	7.7	11.1	△ 3.4
	技術計	56	60	△ 4	15	20	△ 5	12	12	0	21.4	20.0	1.4
	合計	231	217	14	104	101	3	71	61	10	30.7	28.1	2.6

ウ I類（免除受験方式） （単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減
I類 (免除)	事務	163	177	△ 14	118	120	△ 2	59	61	△ 2	36.2	34.5	1.7
	技術I	33	34	△ 1	13	15	△ 2	8	10	△ 2	24.2	29.4	△ 5.2
	技術II	13	17	△ 4	6	10	△ 4	5	7	△ 2	38.5	41.2	△ 2.7
	技術III	35	24	11	9	6	3	6	3	3	17.1	12.5	4.6
	技術計	81	75	6	28	31	△ 3	19	20	△ 1	23.5	26.7	△ 3.2
	合計	244	252	△ 8	146	151	△ 5	78	81	△ 3	32.0	32.1	△ 0.1

### ③ 実施状況（免除者）

（単位：人、％）

選考区分	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
事務	486	114	121	251	132	20	30	82	27.2	17.5	24.8	32.7
技術Ⅰ	78	21	34	23	24	9	9	6	30.8	42.9	26.5	26.1
技術Ⅱ	37	9	10	18	15	1	4	10	40.5	11.1	40.0	55.6
技術Ⅲ	51	11	23	17	15	6	7	2	29.4	54.5	30.4	11.8
技術計	166	41	67	58	54	16	20	18	32.5	39.0	29.9	31.0
計	652	155	188	309	186	36	50	100	28.5	23.2	26.6	32.4

- 注 1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数  
 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人  
 3 分割とは、分割受験方式で受験した人  
 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人  
 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第2項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものです。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っています。令和3年は、10月20日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は、以下のとおりです。

### 〔本年の勧告のポイント〕

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 月例給<br>公民較差△94円（△0.02%）が僅少であるため、月例給の改定を行わないことが適当             |
| 2 | 特別給（期末手当・勤勉手当）<br>年間の支給月数を0.15月引下げ（現行4.60月→4.45月）、期末手当から差し引き |
| ◎ | 職員の平均年間給与は、約5万9千円の減  |

### （1）職員の給与に関する報告・勧告

#### I 職員と民間従業員との給与の比較

##### 1 職員給与等実態調査の内容（令和3年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,005人	30,921人	378,430円	38.9歳

##### 2 民間給与実態調査の内容（令和3年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,110民間事業所を調査（調査完了665事業所）

##### 3 公民比較の結果

###### ○月例給

民間従業員	職員	差
378,336円	378,430円	△94円（△0.02%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

###### ○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.47月分	4.60月	△0.13月



#### 4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を94円（0.02%）上回っている状況である。しかしながら、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△2,347円である。

#### 5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,818人に対し、本年4月1日時点で1,443人、減少数は375人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の54人で約14%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

### II 改定の内容

#### 1 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ
- ・ 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引き

#### 2 実施時期

- ・ 条例の公布の日

### III 給与制度における課題

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要

## (2) 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

### 1 人事・給与制度

#### (1) 行政系人事・給与制度改革の結果及び検証

- ・ 管理監督職の多数を占める高年齢層の職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況において、今後導入される役職定年制に対応し、将来にわたり安定した区政運営を行うためには、管理監督職の更なる拡充への取組を一層進める必要

#### (2) 人材の確保

##### (採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 特別区が求める人材像である「自ら考え行動する人材」をより安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・ DXの進展による行政サービスの変革を担うに相応しい人材の確保及び育成方法の研究
- ・ スマートフォンでのウェブ申込の拡大や面接カードのウェブ作成・提出方式の導入等受験生の利便性を向上

- ・ 土木・建築職における採用試験申込者数は、Ⅰ類採用試験一般方式については大幅に減少している一方で、新方式については安定しており、新方式による採用数の増等、その一層の活用を検討

#### (採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区の持つ魅力を受験者に伝えるべく、関係機関が十分に連携し、PRを図っていく必要
- ・ オンライン説明会や動画配信等、オンラインによるPR活動を更に充実

### (3) 人材の育成

#### (人事評価制度の適切な運用)

- ・ 任命権者においては、人事評価制度について分析・検証を行い、国や他の地方公共団体の先進的な事例の積極的な導入を図り、公正・公平性の一層の確保及び人材育成への更なる活用に向け、たゆまぬ制度改善を行い、本制度の一層の充実に向けた取組を推し進める必要

#### (若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 若年層職員の昇任意欲の醸成のため、昇任への不安解消等、昇任意欲を阻害する具体的な要因を的確に把握し取り除いていく取組の推進が必要
- ・ 任命権者においては、各職層において求められる役割を自覚させるための職層別研修の拡充や、職員の成長を促すための自己啓発やeラーニング等の更なる支援について進めていく必要

#### (管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 管理職選考種別Ⅰ類において、女性職員の管理職選考の申込率は、男性職員に比してかなり低いものとなっており、女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取組が必要
- ・ 管理職選考種別Ⅱ類を中心とした管理職選考制度の改正の検討に当たっては、現行制度の趣旨を踏まえ、公平性及び透明性が担保され、職員にとって、能力と努力が正当に評価されているという安心感の得られる制度とすることが必要

### (4) 会計年度任用職員への対応

- ・ 任命権者においては、適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意

### (5) 保育教諭等への対応

- ・ 引き続き保育教諭等という新たな職の在り方を統一的に整理するための検討が必要

## 2 勤務環境の整備等

### (1) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークは、働き方改革を推進していく上で有効な手法の一つ。その導入に当たっては課題もあるが、解決策を講じながら、区の業務の特性を考慮しつつテレワークの導入及び定着に向けた取組を進めていく。
- ・ 時差勤務制度については、働き方の選択肢の一つとして、また、通勤混雑緩和にもつながるものとして、制度を一層活用

### (2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 国による諸制度の改正も視野に入れながら、制度の検討及び規定の整備を行い、仕事と家庭の両立支援を今まで以上に推し進める必要

#### (男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇しており、「第5次男女共同参画基本計画」に掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成しているが、各区分にみると大きな差がある。また、育児休業の取得期間についても、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、諸制度の改善に取り組むとともに、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や研修の場での意識啓発等の取組を継続することで、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していく必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間を取得できるよう留意し、個々の職員に応じた働き方が実現されるよう取り組んでいくことが重要

#### (不妊治療のための休暇の創設)

- ・ 任命権者においては、不妊治療と仕事との両立に向けて必要な対応を検討する必要

#### (会計年度任用職員の両立支援制度)

- ・ 任命権者においては、会計年度任用職員も育児や介護と仕事を両立した働き方が実現されるよう、国の見直しを考慮しながら検討する必要

#### (3) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 各区においては、今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応については、無定量に超過勤務に依存するのではなく、要因の整理及び分析を行い、業務の簡素化、他部署からの応援、職員の増員等、様々な対策を講じて超過勤務縮減に努めることが必要
- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題となっている。各区において、教職員の働き方の意識改革を推進するとともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策を講じることが必要

#### (4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 多くの職員が新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響が懸念される。また、在宅勤務における課題も指摘されている。
- ・ 心の健康問題により休職した者が職場復帰した後に、再発して再び休職した職員数の割合は、毎年増加しており、より一層の対策強化が必要
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要

#### (5) ハラスメントの防止対策

- ・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

### 3 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響
- ・ 働き方に大きな変化が生じはじめ、業務内容においても多様化、細分化、複雑化が進むとともにDXの進展による業務変革の新たなうねりが押しよせてきている中で、特別区として

の使命を果たすには、業務プロセスの可視化、効率化等を一層推進し、前例にとらわれない業務変革に取り組み、職員一人ひとりが職務に邁進し、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要

- ・ 職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

### **(3) 定年引上げに関する意見**

#### **1 高齢層職員の能力及び経験の活用**

- ・ 少子高齢化に伴い若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題へ対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識・経験を最大限活用することが不可欠

#### **2 法改正による定年の引上げ**

- ・ 改正国家公務員法及び改正地方公務員法により、公務員の定年が原則として65歳に引き上げられる。任命権者においては、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要

##### **(1) 60歳を超える職員の任用**

- ・ 役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないよう留意する必要

##### **(2) 60歳を超える職員の給与**

- ・ 当分の間、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準に設定することが適当

##### **(3) 高齢者部分休業**

- ・ 任命権者においては、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から高齢者部分休業の導入について検討する必要

#### **3 今後の高齢層職員の在り方**

- ・ 在職期間の長期化に伴う60歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討の状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、引き続き研究

### 3 勤務状況に関する措置の要求の状況

令和3年度中における大田区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	2年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
0	0	0	0	

### 4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度中における大田区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	2年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
9	0	0	9	

#### 用語説明

- ・ 勤務条件に関する措置の要求 … 職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特別の地位にあり、労働基本権の一部が制限されています。その代替措置のひとつとして勤務条件に関する措置の要求の制度が設けられています。
  - ① 措置要求ができる職員 … 一般職の職員（単純労務職員を除く）、条件付採用期間中の職員、臨時職員
  - ② 措置要求ができる事項 … 給与、勤務時間その他の勤務条件
  
- ・ 不利益処分に関する審査請求 … 任命権者が行った職員の意に反する違法又は不当な不利益処分を簡易迅速な審査手続により救済することによって、地方公務員法が定める職員の身分保障を担保するとともに、人事行政の適正な運営を確保することを目的としています。
  - ① 審査請求ができる職員 … 一般職の職員のうち、不利益処分を受けた者（条件付採用期間中の職員、臨時職員及び単純労務職員を除く）
  - ② 不利益処分となる場合 … 分限処分、懲戒処分等